



愛知県信用保証協会の金融支援と経営支援

R8.4

経営者保証なしで借入れをしたい

✓ 経営者保証の提供を不要とする3つの取扱いがあります。

BK連携型	申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がないプロパー融資があって(または同時実行する)、「債務超過でない」かつ「直近2期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」等の要件を満たしている場合(個別の保証制度を問いません。)
財務型	自己資本比率 20%以上等、一定の財務要件を満たしている場合(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。)
担保型	法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合(個別の保証制度を問いません。)

✓ 上記のほか、信用保証料の上乗せにより経営者保証の提供を不要とする取扱いがあります。

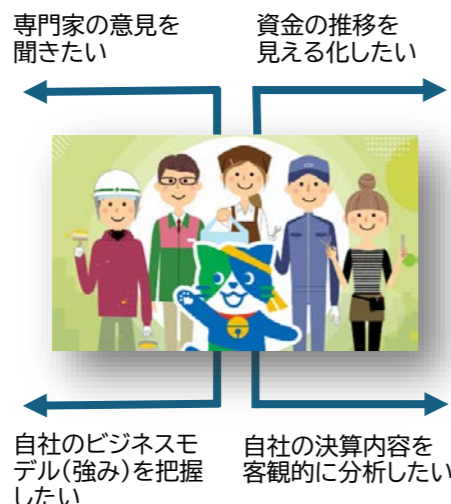
類型	要件等									
事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的的制度) * 個別の保証制度を問いません。	<p>▶ 要件の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 財務情報の開示: 過去2年間の決算書等を、申込金融機関の求めに応じて提出していること。 法人・個人の分離: 直近決算において、代表者等への貸付金等がなく、かつ役員報酬や配当等が社会通念上適切な範囲内であること。 財務基盤: 直近決算で債務超過でない(純資産が0円以上)、または直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でないこと。 継続の誓約: 上記1・2の条件を今後も継続的に守ることを書面で誓約すること。 事業者の選択: 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること。 <p>▶ 上乗せとなる保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務超過でない</th> <th>債務超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字でない</td> <td>保証料率 0.25% 上乗せ</td> <td>保証料率 0.45% 上乗せ</td> </tr> <tr> <td>減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字</td> <td>保証料率 0.45% 上乗せ</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 国からの保証料の補助(国補助制度を利用する場合) 令和9年3月31日までの間は、上乗せとなる信用保証料率のうち、0.05%が国から補助されます。</p>		債務超過でない	債務超過	減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字でない	保証料率 0.25% 上乗せ	保証料率 0.45% 上乗せ	減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字	保証料率 0.45% 上乗せ	対象外
	債務超過でない	債務超過								
減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字でない	保証料率 0.25% 上乗せ	保証料率 0.45% 上乗せ								
減価償却前経常利益が直近2期連続して赤字	保証料率 0.45% 上乗せ	対象外								
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度) * 個別の保証制度です。	<p>▶ 国からの保証料の補助(国補助制度を利用する場合) 令和9年3月31日までの間は、上乗せとなる信用保証料率のうち、0.05%が国から補助されます。</p>									

経営支援を受けたい

✓ 経営課題の解決をサポートするため、さまざまな経営支援をご用意しています。原則として無料でご利用いただけます。

専門家によるアドバイス

本協会職員がお客さまの経営課題をお伺いし、最適な支援メニュー・支援専門家をご提案します。中小企業診断士による診断、各分野の専門家によるアドバイスなどを実施します。



資金繰り表作成支援

資金の推移を「見える化」するため、本協会職員が資金繰り表の作成をお手伝いします。完成した資金繰り表を活用したご相談や、フォローアップも実施しています。

McSS 経営診断

日本最大級の中小企業データベースに基づく経営診断システムを活用した「McSS 経営診断報告書」をご提供します。財務面の「強み」や「弱み」を把握することができます。

お問い合わせ先

ご相談は担当部署までお問い合わせください。お電話のほかに、24時間受付可能なWeb相談フォームもご利用ください。



(お問い合わせ窓口)



(Web相談フォーム)

愛知県信用保証協会の金融支援と経営支援

R8.4

愛知県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入れをスムーズにする公的機関です。愛知県の中小企業・小規模事業者のうち、約4割の事業者に信用保証をご利用いただいています。通常の経営に必要な場合のほか、創業時や事業承継時にも活用できる保証制度があり、そのほか、様々な経営に関するご相談を承っております。

信用保証の申込みに必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 信用保証依頼書(取扱金融機関が作成)
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 印鑑証明書の写し
 - 商業登記にかかる登記事項証明書の写し(法人の場合)
 - 決算書・確定申告書の写し(2期分)
 - 許可証等の写し(許可等を要する事業を営んでいる場合)
 - 設備見積書、契約書等の写し(設備資金の場合)
 - 残高試算表(原則、決算日から6か月以上経過している場合)
- 注) 必要書類は、保証制度や申込内容等により異なります。詳しくは、本協会ホームページでご確認ください。

信用保証料

信用保証の対価として、金融機関を通じて所定の信用保証料をお支払いいただきます。保証協会がいただくのは、信用保証料だけであり、斡旋料、謝礼金等は一切不要です。信用保証料率は、原則として財務状況に応じて9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して決定します。また、一部の市町村では、信用保証料の助成を実施している場合がありますので、各市町村にご確認ください。

【基本保証料率】(年率%)

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50



保証料の試算はこちらをご確認ください

おすすめの保証制度を知りたい

注) 対象資格の要件や区分ごとの保証料率、必要書類などの詳細は、各保証制度の詳細ページ(二次元コード)からご確認ください。

事業者のみなさまのご要望に合わせた保証制度をご案内いたします。表示した保証制度以外にも、さまざまな保証制度があります。詳しくは、本協会ホームページでご確認ください。

保証制度(略称)	概要・対象者	限度額	期間・貸付利率	保証料率
おすすめ! 経済環境適応資金・サポート資金【協調支援】(環調調) 【県】	金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせることで、資金繰りを支援し、経営課題解決への取組みを後押しする保証制度です。 [対象となるかた] (1)本保証付融資額の1割以上のプロパー融資を同時に受けるかた (2)金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画書の策定・実行・進捗報告を行うかた	2億8,000万円	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1% ★設備資金を含む場合は、最長3年間の返済据置が可能	国から1/3または1/4相当の額の補助あり 【実質負担】 (1)0.30% ~1.27% (2)0.34% ~1.43%
経済環境適応資金・サポート資金【モニタリング強化】(環モニ) 【県】	認定支援機関と連携し、経営状況の変化を早期に捉えることで、金融機関および保証協会による適時・適切な支援につなげることを目的とした保証制度です。 [対象となるかた] 認定支援機関と連携して、月次で財務・資金繰り状況を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約するかた	2億8,000万円	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1% ★設備資金を含む場合は、最長3年間の返済据置が可能	国から1/2相当の額の補助あり 【実質負担】 (1)0.23% ~0.95%
経済環境適応資金・再生資金【再生】経営改善・再生支援強化型(環再生再) 【県】(別枠) *責任共有制度対象外の既往借入金等を残高の範囲内で借り換えする場合は責任共有制度の【対象外】となります。	認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生計画や、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議による検討に基づき決定された計画等の実施に必要な資金の借入れを別枠で保証する制度です。無担保で最長15年の借入れが可能です。 [対象となるかた] 債権者全員の合意が成立した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して進捗報告等を行うかた	2億8,000万円	10年以内 年2.1% 13年以内 年2.2% 15年以内 年2.3% ★最長3年間の返済据置が可能	国から0.4%~0.8%の補助あり 【実質負担】 0.40%

【県】…愛知県が定める保証制度(固定金利) 【対象外】…責任共有制度対象外(協会100%保証) 【別枠】…通常とは別枠で利用できる保証制度

保証制度(略称)	概要・対象者	限度額	期間・貸付利率	保証料率
----------	--------	-----	---------	------

これから事業をはじめるか・事業をはじめて間もないか

経済環境適応資金・創業等支援資金【創業】 <small>(環創)</small> <small>【県】【対象外】</small>	創業に必要な資金や創業後間もない時期に必要な資金を借入れする際に利用できる保証制度です。 低金利(固定金利)、低保証料率に設定されています。 <small>【対象となるかた】</small> 創業予定のかたや創業後5年未満のかた	3,500万円	3年以内 年1.4% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.7%	0.68%
経済環境適応資金・創業等支援資金 【経営者保証免除】 <small>(環創 SSS)</small> <small>【県】【対象外】</small>	保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる保証制度です。原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンスチェックシート」に基づいた確認および助言を受ける必要があります。		★環創設備資金を含む場合は、最長3年間の返済据置が可能 ★環創 SSS 取扱金融機関のプロパー融資があるまたは本保証付融資と同時にプロパー融資を受ける場合は、最長3年間の返済据置が可能	0.88%

小規模企業者のかた

小規模企業等振興資金・小口資金 <small>(振小)</small> <small>【県】【対象外】</small>	小規模企業者を対象とした責任共有対象外(100%保証)の保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者のかた	2,000万円 <small>(既存の信用保証付借入残高との合算で2,000万円以内)</small>	3年以内 年1.7% 5年以内 年1.8% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.0% ^(※) <small>(※ 期間7年超の取扱いは、設備資金の場合に限る)</small>	0.46% ~1.83%
--	--	--	--	-----------------

借入枠を確保し、必要なときに繰り返し利用したい

当座貸越(貸付専用型)根保証 <small>(当貸)</small>	設定された極度額の範囲内で繰り返し借入れを可能とする保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 業歴要件(同一事業3年以上)、金融機関との与信取引実績(6か月以上)、一定の財務要件など要件を具備するかた	2億8,000万円 <small>(無担保の場合は、原則5,000万円まで)</small>	1年間または2年間 金融機関所定利率	0.39% ~1.62%
--	--	---	-----------------------	-----------------

設備投資を図りたい・補助金受給までのつなぎ融資を受けたい

経済環境適応資金・パワーアップ資金 【設備投資促進枠】 <small>(環設)【県】</small>	設備投資に必要な資金を借入れする際に利用できる保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 事業上の設備投資を行うかた	2億8,000万円 <small>(設備資金のみ)</small>	3年以内 年1.6%以内 5年以内 年1.7%以内 7年以内 年1.8%以内 10年以内 年1.9%以内	0.40% ~1.83%
経済環境適応資金・パワーアップ資金 【補助金つなぎ】 <small>(環補助)【県】</small>	国や地方自治体等からの補助金が交付されるまでのつなぎ資金を借入れする際に利用できる保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 県内の事業に係る補助金の交付決定を受けているかた	2億8,000万円 <small>(補助金交付決定額が限度)</small>	2年以内 年1.4%以内	0.40% ~1.83%

まとまった手元資金や大口資金を確保したい

長期一括保証 <small>(ライナーII)</small>	低保証料率で、10年一括返済を可能とする保証制度です。無担保で最大2億円の資金調達ができます。 <small>【対象となるかた】</small> 一定の財務要件(自己資本比率20%以上)や金融機関との与信取引実績など要件を具備するかた	2億円	10年以内 金融機関所定利率	0.35% ~1.74%
推進保証 <small>(A 推進)</small>	低保証料率で、資金繰りをサポートする保証制度です。無担保で最大2億円の資金調達ができます。 <small>【対象となるかた】</small> 一定の財務要件(CRD 区分6以上)や業歴要件(同一事業3年以上)など要件を具備するかた	2億円 <small>(無担保の場合は、直近決算の平均月商の3か月分が限度)</small>	10年以内 金融機関所定利率 ★設備資金かつ有担保保証の場合は15年以内の取扱いが可能	0.35% ~0.80% <small>(区分6以上)</small>

資金繰りを安定させたい(売上高の減少等への対応)

経済環境適応資金・サポート資金【セーフティネット】 <small>(環セ80)</small> <small>【県】【別枠】</small>	突発的な災害や不況等により、経営の安定に支障が生じている事業者に対し、別枠で保証する制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 中小企業信用保険法第2条第5項第5・7・8号のいずれかに基づき市町村長の認定を受けているかた	8,000万円	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1%	0.67%
(環セ100) <small>【県】【対象外】【別枠】</small>			<small>【対象となるかた】</small> 中小企業信用保険法第2条第5項第1~4号・6号のいずれかに基づき市町村長の認定を受けているかた	
経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】 <small>(環特)</small> <small>【県】</small>	経済環境の変化を受ける事業者に対し、必要な資金を借入れする際に利用できる保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 最近1か月間と前年同月を比較して、売上高、売上総利益率、売上高営業利益率のいずれかが減少しているかた など	1億2,000万円	1年以内 金融機関所定利率 3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1%	0.38% ~1.74%

保証制度(略称)	概要・対象者	限度額	期間・貸付利率	保証料率
----------	--------	-----	---------	------

借入の見直しを図りつつ、経営改善に取り組みたい

経済環境適応資金・サポート資金【経営力強化】 <small>(環力一般)</small> <small>【県】</small>	経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。一般枠については、原則、通常よりも1区分低い保証料率を適用します。 <small>【対象となるかた】</small> 認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行・進捗報告を行うかた	2億8,000万円	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% ^(※1) 10年以内 年2.1% ^(※2) <small>(※1 期間5年超7年以内の取扱いは、既往借入金の返済資金を含む場合は資金使途が設備資金の場合に限る)</small> <small>(※2 期間7年超10年以内の取扱いは、既往借入金の返済資金を含む場合に限る)</small>	0.38% ~1.56%
(環力5号) <small>【県】【別枠】</small>	<small>【対象となるかた】</small> 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づき市町村長の認定を受けているかた <small>(既往のコロナ関連保証に係る借入金を借り換えする場合に限る)</small>			0.67%
経済環境適応資金・サポート資金【経営改善借換】 <small>(環借換一般)</small> <small>【県】</small>	既往借入金(愛知県が定める保証制度)を超長期(最長15年)で借り換えし、資金繰りの安定を図る保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行・進捗報告を行うかた	8,000万円	10年以内 年2.1% 13年以内 年2.2% 15年以内 年2.3%	0.40% ~1.83%
(環借換5号) <small>【県】【別枠】</small>	<small>【対象となるかた】</small> 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づき市町村長の認定を受けているかた		★最長5年間の返済据置が可能	0.67%
経済環境適応資金・サポート資金 【条件変更改善】 <small>(環条)【県】</small>	返済条件の緩和を行っている既往借入金を超長期(最長15年)で借り換えし、正常化を図る保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行・進捗報告を行うかた	2億8,000万円	10年以内 年2.1% 13年以内 年2.2% 15年以内 年2.3%	0.40% ~1.83%
			★真水資金を含む場合は、最長2年間の返済据置が可能	

身近な顧問税理士のサポートを受けたい

税理士連携中小企業者支援保証 <small>(税理士連携)</small>	顧問税理士と連携して、経営状況の変化を把握し、課題解決に向けた提案につなげる保証制度です。超長期(最長15年)の資金繰り支援が可能です。 <small>【対象となるかた】</small> 2期以上の申告を行っているかた(個人は複式簿記による記帳に基づく申告)	8,000万円	15年以内 金融機関所定利率 ★最長5年間の返済据置が可能	0.45% ~1.90% <small>【返済据置】一定の要件を具備する場合は、0.25%または0.1%引下げします</small>
税理士連携短期継続保証 <small>(税理士短継)</small>	顧問税理士が月次管理を行うことで、毎月の分割返済が不要な安定した運転資金を確保できる保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 金融機関との与信取引実績(1年以上)、税理士による月次管理を受けているなど要件を具備するかた	3,000万円 <small>(運転資金のみ)</small>	1年以内 金融機関所定利率 ★最長5年間(4回の借り換え)が可能	0.45% ~1.90% <small>【返済据置】一定の要件を具備する場合は、0.1%引下げします</small>
認定支援税理士連携推進保証 <small>(T連携)</small>	顧問税理士と連携し、経営改善に取り組む事業者に対し、低保証料率で、資金繰りをサポートする保証制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 一定の財務要件(CRD 区分3以上)、税理士の支援を受けつつ自ら事業計画を策定、月次管理を受けているなど要件を具備するかた	5,000万円	10年以内 金融機関所定利率	0.35% ~1.40% <small>(区分3以上)</small>

災害に備えたい、災害時に資金を確保したい

経済環境適応資金・パワーアップ資金【防災】 <small>(環防)</small> <small>【県】【別枠】</small>	災害に備え、事業継続力強化計画の認定を受けた事業者に対し、計画の実施に必要な資金を保証する制度です。 <small>【対象となるかた】</small> 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けているかた	2億8,000万円	3年以内 年1.7%以内 5年以内 年1.8%以内 7年以内 年1.9%以内 10年以内 年2.0%以内 ^(※) <small>(※ 期間7年超の取扱いは、設備資金の場合に限る)</small>	0.67%
予約保証 <small>(予約)</small>	緊急時に備え、必要な資金を予約(1年間)できる保証制度です。予約期間中、信用保証料はかかりません。 <small>【対象となるかた】</small> 業歴要件(同一事業3年以上)、金融機関との与信取引実績(1年以上)など要件を具備するかた	2,000万円	5年以内 金融機関所定利率	0.60% ~1.90%
経済環境適応資金 災害対応資金 <small>(環災)</small> <small>【県】</small>	自然災害等により被害を受けた際に、必要資金を借入れできる保証制度です。低金利(固定金利)、低保証料率での資金調達が可能です。 <small>【対象となるかた】</small> (1)市町村から被災証明等を受けているかた(融資期間1年以内) (2)市町村から被災証明等を受けているかた(融資期間1年超) (3)中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき市町村長の認定を受けている、または、被災中小企業者として市町村から罹災証明の発行を受けているかた <small>(1)~(3)いずれも既往借入金の返済資金(借り換え)には利用不可</small>	(1) 8,000万円 ^(※) (2) 2億8,000万円 ^(※) <small>(※ (1)(2)は合算で2億8,000万円が限度)</small> (3) 2億8,000万円	(1)1年以内 年1.4% (2)3年以内 年1.7% 5年以内 年1.8% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.0% (3)3年以内 年1.6% 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.8% 10年以内 年1.9%	(1)(2) 0.20% ~1.56% (3) 0.65%

【県】…愛知県が定める保証制度(固定金利) 【対象外】…責任共有制度対象外(協会100%保証) 【別枠】…通常とは別枠で利用できる保証制度

○ 特別小口保険を付保する場合の保証料率は、別途「保証料率表」に定めるとおりです。 ○ 制度に定めがある場合を除き、返済据置可能期間は1年間です。